

食品表示に係る外国語表記のチラシ配布について

平成22年1月21日
消費者庁

日本国内で食品を販売する場合には、JAS法及び食品衛生法に基づく日本語による表示が義務付けられています。

しかし、日本語の表示がなされていない輸入食品が販売されている実態がみられます。

このため、消費者庁では、農林水産省や都道府県の協力を得つつ、食品の輸入・販売に携わる事業者に対し、全国レベルで我が国の食品表示制度の周知を図っていくこととし、別紙のとおり、4ヶ国語（日、英、韓、中）表記によるチラシを作成しましたのでお知らせします。

問い合わせ先：消費者庁食品表示課 阿部、永田、望月 TEL：03-3507-9222
--

日本国内で食品を販売する方へ

For the attention of Sellers of Food Products in Japan

일본국내에서 식품을 판매하시는 여러분에게

为拟在日本国内销售食品人士之通告

日本国内で食品を販売する場合には、日本語による表示が義務づけられています。
これは、日本国外で製造された食品を国内に輸入し販売を行う場合も同様です。
これを守らないと、JAS法及び食品衛生法違反となります。

Please note that all food products being sold in Japan are required to be labelled in Japanese.

This also applies to Importers or sellers whose food products have been manufactured outside Japan.

If you do not comply with these regulations, you will be in violation of the Japan Agricultural Standards Act (JAS) and the Food Sanitation Act.

일본국내에서 식품을 판매할 경우에는 일본어 표시가 의무화되어 있습니다. 이것은 일본국외에서 제조된 식품을 국내로 수입하여 판매할 경우에도 마찬가지입니다. 이를 지키지 않으면 JAS법 및 식품위생법 위반이 됩니다.

拟在日本国内销售食品时，有产品或其包装物上标识日文简介之义务。拟在日本国内销售进口食品时也有同样义务。不履行这义务，就构成违反JAS法以及食品卫生法。

表示例

Label Example 표시례 标识例子



名 称	いちごジャム
原材料名	いちご、砂糖、ゲル化剤(ペクチン：リンゴ由来)、 酸味料
内 容 量	400g
賞味期限	平成22年7月13日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
原産国名	A国
輸 入 者	(株)〇〇貿易 △△都△△区△△町△△
販 売 者	☆☆食品(株) ▽▽県▽▽市▽▽町▽▽

お客様相談窓口：電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

消費者庁 食品表示課

Food Labeling Division, Consumer Affairs Agency of Japan

소비자청식품표시과 消費者庁食品表示課

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課

Labeling and Standards Division, Food Safety and Consumer Affairs Bureau,

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

농림수산업성 소비·안전국 표시·규격과 农林水産省 消費及安全局 表示及規格課